

番 号： 150427

国 名： セネガル

担当部署： 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

件 名： セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト(PAPRIZ) フェーズ2 詳細計
画策定調査（営農／稲栽培）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 営農／稲栽培
- (2) 格 付： 3号
- (3) 業務の種類： 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2015年7月中旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
3日 30日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 6月24日(12時まで)
- (4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	営農／稲栽培に係る各種業務
対象国／類似地域：	セネガル／全途上国
語学の種類：	英語 または 仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

特になし。

(2) 必要予防接種

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

セネガルにおけるコメの消費量は年間一人当たり70kgに達し、西アフリカでも有数のコメ消費国である。しかし、コメの輸入自由化と人口増加によりその輸入量は増加の一途を辿り、現在では年間80万トンを入力する世界でも最大級のコメ輸入国となっている。国際市場における食料価格高騰は、アジアからの輸入米に占められている同国の国内市場に大きな影響を及ぼしており、主食であるコメの輸入依存は2000年代からのセネガル政府の主要関心事となっている。

我が国は、1990年代の「デビ地区灌漑改修計画」を始め、2004年に開始した「稲作再編調査」等、長年の間同国に対する稲作開発協力を実施しており、2008年には、国内需要の20～30%に留まる国産米の生産支援を稲作開発セクターにおける優先課題と位置付ける政策文書、国家コメ自給計画（PNAR: Plan National de l' Autosufisance du Riz）の策定を支援した。また、2000年代の国際食料価格高騰への対応として、我が国は第4回アフリカ開発における東京国際会議（TICAD IV）において、アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development (CARD)）の立上げを支援している。セネガルはCARD第1グループに属し、稲作振興に対し積極的な取組みを行っており、JICAも国家稲作開発戦略（NRDS: National Rice Development Strategy）の策定や「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト」（PAPRIZ）（2009～2014）等の技術協力案件を実施する等、稲作振興の支援を継続している。

セネガル政府は、2014年2月にセネガル振興計画（PSE: Plan Senegal Emergent）を策定し、2035年に振興国入りを目指した戦略を掲げており、農業セクターの開発はその3本柱のひとつ「現在の成長動力源の強化と富や雇用を創出する新たなセクター開発を通じた経済の構造改革」に位置付けられ、経済的成長を目標とした農業開発を進めることとしている。

これに対し、我が国は対セネガル国別援助方針において、重点分野「持続的経済成長の後押し」の開発課題のひとつとして「第一次産業振興」を掲げ、稲作開発に重点を置いた「農村経済向上支援プログラム」を実施している。

これらの取組みにより、国産米の生産は増加しているものの、コメの自給達成には届かない状況にある。現在策定中のPNAR第2フェーズでは、2017年には人

口1,460万人の需要を満たす精米100万トン、即ち粳生産160万トンの国産米生産による自給達成を上位計画として設定している。その内、同国における稲作の中心地であるセネガル川流域灌漑地区において、国産米生産量の60～70%に相当する約80万トンの精米生産を目標として掲げている。

セネガル政府は、国産米の生産増を図る国家政策を実現するため、我が国に対し「セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト(PAPRIZ)フェーズ2（以下、本プロジェクト）」の実施を要請した。

これを受け、JICAは本プロジェクトに係る詳細計画策定調査を実施し、セネガルの稲作開発政策等を踏まえ、同国セネガル川流域ポドール県を中心とした灌漑地区における国産米生産増に向けた支援を行う案件形成を行うとともに、JICAプロジェクト実施の効果発現の最大化を図る体制の構築について検討することとした。また、日仏両政府間で、セネガルにおける稲作開発をJICAとフランス開発庁（AFD）が協調して実施することが宣言されており、同地域での稲作開発協力の実施に際しては、AFDとの情報共有、連絡・調整、協議を行いながら進めることとする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、担当分野の調査結果を報告書（案）に纏める。提出された担当分野の報告は、評価分析団員が詳細計画策定調査報告書（案）として全体の取纏めを行うため、これに協力する。

調査実施に際しては、セネガルの稲作開発政策及びセネガル川流域灌漑地区全体の稲作開発状況を踏まえ、担当分野の戦略及び開発シナリオを策定する。本案件の想定対象地域は、セネガル川流域サンルイ州ポドール県内に位置する比較的規模の小さい灌漑圃場「村落灌漑地区（PIV: Périmètres Irrigués Villageois）」であるが、先行案件が対象としていたダガナ県（下流部）の大規模灌漑地区や、必要に応じマタム県（上流部）のPIVにおける稲作状況も確認の上、セネガル川流域灌漑地区全体の稲作開発を概観した上で、ポドール県PIVの役割や可能性を十分に検討し、対象地区における効果的な事業実施計画を策定することとする。

営農／稲栽培団員は、灌漑／水管理団員及び農業機械化団員と密に情報交換を行い、先行案件で行った適正栽培技術の支援や品種選定、マーケティング、収支計算（投入の適正化等）等の活動結果を踏まえ、PIVにおける生産増と収入増に向けた適切な稲栽培及び営農の方法について調査する。

その際、農業資機材の投入、収穫後処理、流通・販売、クレジットアクセス等、持続的かつ発展的で実践的なポドール県における稲作振興に向けた協力方法を検討の上、営農システム及び普及システムのモデル化に向けた活動計画を検討する。また、民間企業の稲作事業動向や稲作分野に対するクレジット状況についても確認する。

（1）国内準備期間（2015年7月中旬）

①営農／栽培の観点から、セネガルの重要な農業政策について課題を抽出すると

ともに、にNational Rice Development Strategy (NRDS)についても進捗状況について情報収集する。

- ②要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、セネガル側関係機関（カウンターパート（C/P）機関等）に対する質問票（案）（英文若しくは仏文）を作成する。（事前に質問票を作成した場合、JICAセネガル事務所経由先方機関あて送付する。）
- ③プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案及びP/O (Plan of Operations) 案について、営農／稲栽培の観点から必要とされる項目・内容を検討する。
- ④関連案件に係る報告書等を確認の上、本プロジェクトで取り組むべき課題、協力内容等を検討する。
 - ア) 稲作再編調査
 - イ) セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト（PAPRIZ）
 - ウ) 天水稲作持続的開発支援プロジェクト
 - エ) 農業技術アドバイザー
- ⑤対処方針会議等に参加する。

※ 上記①～③については、他課題を担当する各団員が当該分野についての情報収集等を行うが、評価分析団員は全体を俯瞰した対応を行うこととする。

（2）現地派遣期間（2015年7月中旬～2015年8月中旬）

- ①当機構セネガル事務所等との打合せに参加する。
- ②セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、質問票を作成した場合には回収の上、現状を把握・分析する。

具体的には以下のとおり。

 - ア) 稲作関連各組織の体制及び状況
 - イ) セネガルにおける普及・支援体制
 - ウ) 組織化及び営農／栽培状況（灌漑地区における稲及び野菜等他作物を含む栽培・販売・農家経営等）
 - エ) 流通、販売状況
 - オ) セネガル川流域における民間企業（栽培、精米、流通）の稲作事業状況、資金貸付制度
 - カ) 他ドナー、機関等の援助動向、内容及び結果
 - キ) セネガル川流域における民間企業の稲作事業状況（営農／稲栽培）
- ④営農／稲栽培に関し、セネガルの農業開発政策及びNRDSの実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を確認し、本プロジェクトの位置付けや効果について分析する。特に、セネガル川流域の稲作開発を管轄するセネガル川ファレメ川流域整備開発公社（SAED）の体制及びプロジェクトにおける位置付け、農業機械化を担当する組織や機関について、十分な情報収集と検討を行う。
- ⑤具体的な協力活動が想定できる場合は、候補地の現地踏査を実施する。
- ⑥調査結果に基づき、担当分野についてPDM案、P/O案、モニタリングシート案の作成に協力する。
- ⑦セネガル側関係者との協議で合意された内容につき、R/D（Record of

- Discussions) 案、M/M (Minutes of Meetings) 案の取纏めに協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAセネガル事務所等に報告する。
 - ⑨本調査に係る詳細計画策定結果（案）の策定に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2015年8月中旬～2015年9月中旬）

- ①詳細計画策定結果の作成に協力する。
- ②事業事前評価表作成に協力する。
- ③PDM、P/O、R/Dの作成に協力する。
- ④帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当分野に係る計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。セネガル国内移動については、セネガル事務所が車両を手配します。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構セネガル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費
- ・ 通信費
- ・ 資料等作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことを言います。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年7月15日～8月13日を予定しています。

機構職員の現地調査期間は2015年7月29日～8月10日を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に約3週間先行して現地調査の開始を予

定しています。

<日程(案)>

07月15日	本邦発
07月16日	ダカール着、JICA
07月17日	農業省、ダカール→サンルイ、SAED訪問
07月18日～29日	現地調査(ポドール、サンルイ、ダカール)
07月30日	団内会議
07月31日	JICA、農業省、ダカール→サンルイ
08月01日～03日	現地調査(サンルイ、ポドール)、ミニッツ作成
08月03日～05日	SAED協議、ミニッツ協議
08月06日	ミニッツ署名
08月06日～10日	現地調査継続(ポドール、サンルイ、ダカール)
08月11日	JICA報告、ダカール発
08月13日	本邦着

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 [JICA]
- イ) 技術参与(灌漑) [JICA] ※但し派遣時期が異なる可能性あり
- ウ) 協力企画 [JICA]
- エ) 評価分析 [コンサルタント] 現地1.0M/M
- オ) 営農/稲栽培 [コンサルタント] 現地1.0M/M
- カ) 灌漑/水管理 [コンサルタント] 現地1.0M/M
- キ) 農業機械化 [コンサルタント] 現地1.0M/M

③便宜供与内容

当機構セネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配(調査開始時)
あり
- ウ) 車両借上げ
車両借上げについては、セネガル事務所にて予約・支払を行い、全行程の燃料費、通行料、地方での車両借上げ費については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。
- エ) 通訳備上
必要に応じ現地にて英仏通訳を備上します。
日仏通訳がJICA団員に同行します。
- オ) 現地日程のアレンジ
現地調査開始時の関係機関訪問については機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
無し

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第

五チーム（TEL:03-5226-8409）にて貸出します。

- ・ 要請書
- ・ 「稲作再編調査」報告書
- ・ 「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト」報告書
- ・ 「農業技術アドバイザー」報告書

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイト

(http://www.jica.go.jp/english/our_work/thematic_issues/agricultural/pdf/senegal_en.pdf) で公開されています。

- ・ セネガルPNAR

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②セネガル国内での作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するとともに、当機構総務部安全管理室及びセネガル事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

以上